

平成23年 6 月28日

指定管理者の指定について（練馬区立武石少年自然の家）

1 内容

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、練馬区立武石少年自然の家の指定管理者をつぎのとおり指定する。

本件は、現在の指定管理者である社団法人武石開発公社（指定期間：平成23年4月1日から平成28年3月31日まで）の合併に伴い、合併後の団体を新たに指定管理者として指定するものである。

2 指定管理者

(1) 団体の名称

財団法人 上田市地域振興事業団

(2) 所在地

長野県上田市上田原1640番地

(3) 代表者

理事長 石黒 豊

3 指定の期間

平成23年 7 月 1 日から平成28年 3 月31日まで（4年 9 か月間）

4 選定の経過

平成23年 3 月 9 日	合併公告
3 月22日	指定管理者指定申請書受領
3 月30日	経営診断委託
4 月13日	第 1 回指定管理者選定小委員会 (プレゼンテーションおよび応募団体の評価、採点)
5 月20日	平成23年度第 1 回指定管理者選定委員会 (応募団体の審査、指定管理者候補の決定)

5 選定の理由

練馬区立武石少年自然の家の指定管理者である社団法人武石開発公社は、平成23年7月1日付けで社団法人上田市丸子地域振興公社および財団法人上田市真田の郷振興公社とともに、財団法人上田市地域振興事業団と合併し、解散することとなった。上田市地域振興事業団は、武石開発公社の権利義務全部を承継して存続することとなったため、同事業団から指定管理者の指定の申請を受け、評価を行った。この結果、上田市地域振興事業団が指定管理者の候補として決定したため、同事業団を武石少年自然の家の指定管理者として指定することとする。

選定に当たって、上田市地域振興事業団から提出された企画書、プレゼンテーションの内容、経営診断その他提出書類を評価した結果、当該団体については、練馬区立武石少年自然の家を運営するに当たり、以下の点が優れていると判断した。(審査結果は、別表のとおり)

なお、指定管理者選定委員会では、平成23年5月20日に、有識者委員を加えて評価を行った。また、指定管理者選定小委員会では、平成23年4月13日に、有識者委員を加えて評価を行った。

(1) 団体の安定性・継続性

利益を上げる力については、平均的な状況にあるが、豊富な資金を有しており、借入金も一切なく、借入金の返済能力は十分に有しているといえること。また、自己資本比率が高い水準にあり、経営の安全性について優れた状況であることから、長期的に安定した事業活動が可能であること。

(2) 団体の理念・姿勢および団体運営の透明性・公正性

基本理念および経営理念を定め、事業団ホームページ、事業団事務局、本館および新館に掲出するほか、職員ミーティングの際に確認していること。また、個人情報保護規程、情報公開規程が整備されていること。

(3) 団体運営における法令等の遵守状況

給与規程および就業規則を整備しており、それに基づく運用が行われていること。また、理事会および監査会が定期的に開催されていること。

(4) 運営実績

上田市地域振興事業団は、上田創造館等の指定管理者として公共施設の管理を行っており、指定管理者としての施設の管理について十分な実績を積んでいると

いえること。また、上田市地域振興事業団と合併する武石開発公社は、昭和 55 年の武石少年自然の家の開設時から現在に至るまで施設の管理運営に携わっており、校外授業の実施を含め、安全・確実な施設運営に寄与していること。

(5) 効率的運営・効率化への取組

施設利用率の向上に向けて、美ヶ原等近隣の観光資源を活用した観光案内、ベルデ武石専用リーフレットの制作、友の会会員募集等多数の企画事業を行うことにより、施設使用料収入の増加を図る提案を行っていること。

(6) 受託への熱意・意欲

訪れてよかったと実感できるおもてなしを重視しており、その実現を期待できること。校外授業や区民の利用に際し、積極的にコミュニケーションを図りニーズの把握とその対応に努めていること。施設運営に当たり、友好提携を結んでいる上田市・武石地域の住民から校外授業等において様々な協力を得るなど、地域を挙げて受託への熱意が感じられること。また、上田市・武石地域に支部組織を設置し、管理運営体制を整える予定であること。

(7) 施設管理の安全性への配慮

安全対策マニュアルを作成し、定期的に日常業務に反映できているかを職員相互でチェックしていること。また、食品衛生マニュアルを厨房に常備し、区が定めている日常点検票に基づく入念な点検の上で調理に当たっていること。

(8) 施設管理運営体制

環境配慮や個人情報保護等、区の計画・方針を十分に理解した上で、必要に応じてマニュアル等を作成し、管理運営に当たっていること。職員研修プログラムを設け、接客マナー等の研修受講ができる態勢を整えていること。食事メニューの充実、練馬区役所からの直通バスの維持等サービス水準を維持し、質の高いサービス提供に向けた提案がされていること。

(9) 利用者への対応（接遇を含む）

苦情については、「苦情対応マニュアル」を作成し、組織的に対応を行っていること。また、上田市が策定した「上田市人権施策基本方針」の下、全ての利用者に区別無く、同水準のサービスを提供する配慮をしていること。高齢者や障害のある方々が安らぎの時間を過ごせるよう、心身の状況等を職員が十分に理解し、対応するよう努めていること。さらに、各職員が接客業務の中で対応した事例に

について報告し合う機会を設け、情報を共有し、その後の接客業務に反映していること。

(10) 学校事業の受入態勢

小学校の移動教室や中学校のスキー教室などの校外授業において、1校につき1名の担当者を配置するほか、実地踏査時にも職員を専属で配置し、安全・確実な校外授業の遂行に寄与していること。実地踏査後および校外授業の直前に再度、行程の確認を行い最新の情報を的確に学校へ伝達していること。アレルギー食への対応を確実にしていること。スキー教室の会場であるスキー場の運営も行っておりゲレンデの安全対策、休憩場所の確保、学校ごとの要望にも柔軟に対応できること。これらの受入態勢について、利用した学校からの評価も優れていること。

6 問い合わせ先

練馬区教育委員会事務局生涯学習部生涯学習課少年自然の家係

電話 03-5984-2441

FAX 03-5984-1221

別表

指定管理者選定（社団法人 武石開発公社）の評価結果（練馬区立武石少年自然の家）

評価項目・評価基準	配点	得点
1 団体の安定性・継続性 (1) 利益を上げる力の有無 (2) 事業効率の状況 (3) 資金力の有無 (4) 借入金の返済能力の有無 (5) 経営の安全性	10点	10点
2 団体の理念・姿勢および団体運営の透明性・公正性 (1) 団体の基本理念・経営理念の明文化とその内容 (2) 団体の基本理念・経営理念の職員・利用者への周知 (3) 個人情報保護制度の有無、または、制度化する意思の有無 (4) 情報公開制度の有無、または、制度化する意思の有無	5点	4点
3 団体運営における法令等の遵守状況 (1) 法令等の遵守状況（労働関係法令の遵守を含む） (2) 理事会・役員会などの構成の適正性 (3) 理事会・役員会などの定期的開催	5点	4点
4 運営実績 (1) 当該施設を運営するに足りる実績の有無 (2) 既に運営している施設の状況 (3) 過去のトラブルへの対応状況	10点	8点
5 効率的運営・効率化への取組 (1) 人員配置の適正性 (2) 多様な雇用形態の職員を配置する工夫の状況 (3) 再委託の範囲の適正性 (4) 事業計画と収支計画の適正性 (5) 経営努力に関する提案内容	15点	9点
6 受託への熱意・意欲 (1) 施設設置目的との整合性 (2) 具体的で独創的な提案の有無	5点	5点
7 施設管理の安全性への配慮 (1) 日常的な点検体制の有無・程度 (2) 危機管理体制の有無・程度 (3) 管理上の不具合や小さな問題の区への報告に関する姿勢 (4) 食事提供における衛生管理体制	15点	12点
8 施設管理運営体制 (1) 現在のサービス水準の維持 (2) 利用者ニーズに対応するための提案内容 (3) 質の高いサービス提供に向けた提案内容 (4) 職員に対する研修体制 (5) 施設に関する区の計画・方針に対する理解 (6) 練馬区環境方針、災害時の対応等、区の方針・事業に対する協力 (7) 少年自然の家の所在する地域との円滑な関係の構築	15点	12点
9 利用者への対応（接遇を含む） (1) 苦情解決体制の有無、または、設置の意思の有無 (2) 利用者への公平公正な対応 (3) 利用者等の人権に対する姿勢 (4) 職員の接遇に関する取組	10点	8点
10 学校事業の受入態勢 (1) 学校事業の受入に対する基本方針 (2) 学校事業の受入時の職員配置	10点	8点
合 計	100点	80点